

もしも文化財が
被害を受けたら…

災害発生

災害直後

- ・人命を最優先に行動
- ・見学者などがある場合は、安全な場所へ誘導

安全確保後

文化財が被災したか確認

被災しなかった

被災した

- ・被災状況の確認・記録
- ・文化財の保全

横浜市教育委員会事務局
生涯学習文化財課へ連絡
Tel.045-671-3284

必要な届出を提出

必要に応じて市教育委員会から
国・県へ情報共有

専門家や市生涯学習文化財課と相談

被災はしたが
日頃の修繕で補える

復旧事業が必要

復旧計画の策定

復旧事業に着手

復旧・修繕

災害時の教訓を踏まえて
臨時の修繕や日々の
管理を行う

《備考》この図は、災害が発生してから復旧までのおおまかな流れをイメージしていただくために作成したものです。実際に災害が発生した場合は、状況に応じて必要な対応をしてください。

ぶんかざいプラン
YOKOHAMA

横浜市文化財保存活用地域計画

横浜市文化財 日常管理・防災 ハンドブック

横浜市文化財 日常管理・防災ハンドブック 令和8年3月発行

横浜市教育委員会事務局 生涯学習文化財課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL 045-671-3284 FAX 045-224-5863

MAIL ky-bunkazai@city.yokohama.lg.jp

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課



文化財を所有・保持する みなさまへ

文化財を大切に守ってくださり、
ありがとうございます。

みなさんが大切に守り伝えてきた文化財は、市民にとっても大切なものです。災害や盗難、き損から守るためにはどうしたらよいのでしょうか？

このハンドブックでは、文化財に関する手続や防災等の日常管理、それぞれの災害に対して予防できること、また被災してしまった場合にどのように対処したらよいのか、すぐに実行できる内容をシンプルにわかりやすくまとめました。

みなさんがお持ちの文化財をこれからも長く守り伝えていくために、活用していただければ幸いです。

文化財の種類については
こちらを参照(文化庁HP)



(責務)

適切に保存するとともに、公開するなどその活用に努めなければなりません。

**(制限)**

現状を変更する場合などは、事前に市教育委員会の許可などを受ける必要があります。

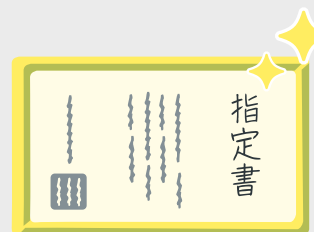


文化財として、文部科学大臣や神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会から指定・登録されると、その大切な文化財を未来へ受け継いでいくため、所有者の方には日ごろの管理や保護についてのごお願いがございます。

このハンドブックでは、「横浜市文化財保護条例」にもとづき、市が指定した文化財を例に、毎日の手入れや防災のポイントを、ご紹介しています。

国宝や国・県が指定した文化財についても、考え方は共通していますが、手続の方法などはそれぞれ異なります。

文化財の管理について「これでいいのかな?」と迷ったときは、市教育委員会へご相談ください。いっしょに考えながら、文化財を守っていきましょう。



市指定文化財に指定された場合は市教育委員会から「指定書」が交付されます。市指定文化財であることを証明するものなので、大切に保管してください。

令和6年7月に「横浜市文化財保存活用地域計画」ができました。長い歴史の中で生まれ、地域の人々に育まれながら、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である文化財について、多様な主体がともに連携しながら、文化財の保存・活用を進め、横浜の歴史文化を次世代に継承していくための計画です。愛称は「ぶんかざいプランYOKOHAMA」。このハンドブックも、計画の「文化財の防災対策」という施策にもとづき作成しています。



横浜市文化財
保存活用地域計画

2 日常的な保存管理について

日々の点検



文化財の多くは紙・絹・木材など繊細な素材でできています。長く守るためには、定期的な点検や清掃、虫害予防といった日常管理を丁寧に行い、それぞれの材質に適した環境で大切に保存していただくことが重要です。

修理などを行う場合は、手続が必要となります
(8ページを参照)

リスク管理



近年、放火や盗難といった犯罪に加え、自然災害による文化財のき損事例も増えています。大切な文化財を守るためには、日頃から防災・防犯対策を意識し、設備点検や管理体制の見直しなど、継続的な備えを行うことが重要です。

防災・防犯について理解し、対策しましょう
(9,10ページを参照)

3

手続が必要な場合について

管理に関すること



文化財の管理を「管理責任者」に
お願いしたい（変更・解任も含む） → **管理責任者選任等届出書**
(第5号様式)を提出ください

文化財の所有者を変更したい → **所有者変更届出書**
(第6号様式)を提出ください

所有者・管理責任者の氏名
(名称)や住所が変わった → **所有者等氏名等変更届出書**
(第7号様式)を提出ください

寄託などにより文化財の所在
場所が変わった → **所在場所変更届出書**
(第9号様式)を提出ください

公開に関すること



所有者以外の方が展覧会などで
文化財を公開したい → **公開許可申請書**
(第13号様式)を提出ください

修理などに関すること



自然災害などにより、文化財
の全部又は一部が損傷した → **滅失等届出書**
(第8号様式)を提出ください

所有する文化財を修理する → **修理届出書**
(第12号様式)を提出ください
※修理が終わったら、「修理終了届出書」(第11号様式)を
提出ください

現在の文化財の状態から
一部を変更したい → **現状変更等許可申請書**
(第10号様式)を提出ください
※現状を変更する行為などが終わったら、
「現状変更等終了届出書」(第11号様式)を提出ください

有形民俗文化財、無形民俗
文化財の場合 → **現状変更等届出書**
(第21号様式)を提出ください(終了届出書不要)

指定書・登録証書などに関すること



指定書などを紛失してしまった → **指定書等再交付申請書**
(第4号様式)を提出ください
※元の指定書などを発見した場合は、返却してください

市条例に基づく内容で記載しています。文化財の種別種類によって、必要な手続や書類が異なるため、詳細は市教育委員会へお問合せください。



火災・風害・水害・地震・虫害やカビ、盗難など、文化財を取り巻くリスクは様々です。これらのリスクを減らすため、防災・防犯対策を徹底しましょう！

文化財で想定される様々なリスク例

- 失火・放火による焼失
- 地震・虫害・菌害
- 消火活動に伴う水損などの二次被害
- 木材内部での害虫の繁殖によるき損
- 飛来物や倒木などによるき損
- 湿気によるカビの発生
- 建造物の老朽化に伴う風によるき損
- 未施錠による文化財の盗難
- 雨漏り、漏水、浸水などによるき損・汚損
- 管理者不在時の盗難やき損・汚損

事前対策・予防には災害リスクなどの確認や、日常点検・定期的な見回り、清掃・整理整頓、保管環境の整備・温湿度管理がとても大切です。

次ページ以降の ⑤ 防災・防犯対策をチェックしてみよう!を活用し、継続的な対策の実施に努めましょう！

災害リスクを事前に確認！

浸水ハザードマップやわいわい防災マップ、区ごとに配布している防災マップなどを活用して、自身が所有・管理する文化財が被災する可能性の高い災害リスクについて確認しましょう！



浸水ハザード
マップ



わいわい
防災マップ



各区の
防災マップ

昭和24年に現存する世界最古の木造建造物である法隆寺(奈良県斑鳩町)の金堂が炎上し、壁画が焼損したことから、毎年1月26日は「文化財防火デー」と定められています。横浜市でも指定等を受けた文化財を対象とした消防訓練等を、年間約20件実施しています。



5

防災・防犯対策をチェックしてみよう！

火災を
防ぐために

- 消火器等の消防用設備などを準備・設置（維持管理）しているか
※指定を受けた文化財（建造物）には、消防用設備等の設置義務があります
- 文化財周辺に燃えやすいものは置いていないか
- 火気を使用する施設の場合は、火気利用点検表を作成し、使用のたびに点検を実施する
- 電気配線や器具に、ほこりは溜まっていないか

風害を
防ぐために

- 屋根瓦や壁材など、ゆるんで飛ばされやすくなっている部分はないか
- 周辺にある倒木のおそれのある樹木は対策をとっているか
- 強風が予想される場合は、ガラスが割れて飛散しないよう、テープなどで養生する
- 屋外にある文化財は、飛ばされないように補強する
- 屋外には風で飛ばされやすいものは置かないようにする

水害を
防ぐために

- 建物周辺の排水溝や雨樋は、つまっていないか
- 雨漏りが発生していないか
- 浸水が想定される区域の場合、ブルーシートや土嚢、水嚢を準備する
- 浸水が想定される場所は、文化財を避難できる場所（建物の2階など）を事前に確認しておく

地震被害を
防ぐために

- 文化財は、落下の危険性がない場所に保管されているか
- 展示していない文化財は、木箱や緩衝材をつめた箱など、衝撃を和らげる保管をしているか
- 背の高い文化財や屋外で保管されている文化財は、転倒の防止柵を講じているか
- 昭和56年以前に建築された建物は、現行の建築基準に基づく耐震性が不足している可能性があります。建物自体が文化財の場合は、補助制度が利用できる可能性もあるため、市教育委員会へご相談ください。

虫菌害・
鳥獣害を
防ぐために

- 保管環境の温湿度は適切か
- ゴミや汚れ、ほこりを放置していないか
- 建物の雨漏りや水漏れを修理し、風通しを良くする
- 建物の近くに虫の小さな羽が落ちていたり、柱や壁に小さな穴が開いている場合は、害虫駆除の専門家に相談する
- 文化財に害をなす鳥獣が巣を作っていないか

盗難・き損等
被害を
防ぐために

- 文化財は、鍵のかかる場所に保管されているか
- 文化財の点検・見回りを定期的実施しているか
- 文化財の保管・展示場所に常時人がいない場合、監視カメラなどの防犯設備を設置しているか
（防犯を意識したポスターやステッカーを含む）
- 万が一盗難にあった場合に情報提供を呼びかけられるよう、文化財の写真や大きさの情報などの記録を用意しておく

6 参考リンク集

1 横浜市文化財保護条例

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001174.html



2 横浜市文化財保護条例施行規則

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001175.html



3 文化財保護法

<https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0100000214>



4 文化庁 HP「文化財のチェックリストについて」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/check_list.html



5 文化庁 HP「文化財建造物の耐震対策に係る指針・要領・手引」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/taishin_shishin.html



6 文化庁 HP「災害時における対応方法」

※文化財防災ウィール等、災害時の対応方法が掲載されています

https://www.bunka.go.jp/earthquake/taio_hoho/index.html



7 文化庁 HP「報告書・通知」

※文化財（美術工芸品など）所有者のための手引書などの各種報告書・通知が掲載されています

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku>



8 「国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者のための手引き」（令和5年度版）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_bijutsukogei/pdf/shoyusha_tebiki.pdf



9 神奈川県 HP「県指定文化財を所有・保持する皆様へ」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ar3/cnt/f530432/index.html>



10 神奈川県 HP「神奈川県文化財防災対策マニュアル」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ar3/aaa.html>



11 横浜市 HP「文化財を所有・保持する皆様へ」

※補助金関連情報が掲載されています

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/bunkazai/bunkazaijoho.html>



12 横浜市 HP「指定場所における禁止行為について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/shobo-kyukyu/kanri/tatemono/28kaisetsu.html>



13 いつでも、どこでも、身近に防災を学ぼう！ よこはま防災 e-パーク

<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp>

